

学校いじめ防止基本方針

策 定 平成26年 4月 1日

一部改正 平成27年 3月18日

北海道札幌北高等学校 定時制課程

学校いじめ防止基本方針

北海道札幌北高等学校 定時制課程

1 学校いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしかからかいなどのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしたりするなど、深く傷つき、悩んでいる生徒もいる。いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、生徒達が意欲を持って充実した高校生活を送れるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 『北海道いじめの防止等に関する条例』第1章 総則 第6条（学校及び学校の教職員の責務）

- (1) 児童生徒の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、当該児童生徒を徹底して守り通し、いじめの早期解消のため適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。
- (2) 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、教職員の言動が児童生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、児童生徒一人一人についての理解を深めるとともに、児童生徒との間の信頼関係の構築に努めなければならない。

3 いじめとは

(1) いじめの定義（資料1…1・2参照）

『児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの』（「いじめ防止対策推進法」第2条）

※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた児童生徒や周囲の状況等を踏まえ、客観的に判断する。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(2) いじめに対する基本的な考え方 ⇒ 全ての教職員が共有して日々の教育実践を行う。

- ・いじめは、絶対に許されない卑怯な行為であり、人権を侵害する行為である。
- ・いじめは、最も悪質な非行である。
- ・「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ・「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

(3) いじめの構造と動機（資料1…5参照）

①いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用となったりする。

②いじめの動機

いじめの動機には、以下のものなどが考えられる。（東京都立研究所の要約より引用）

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思いどおりに支配しようとする）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）

- ・同調性（強いものに追従する、数の多い側に入っていたい）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ・欲求不満（いろいろなを晴らしたい）

(4) いじめの態様（資料1…3参照）

いじめの態様には、以下のようなものなどが考えられる。

悪口を言う・あざける、落書き・物壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる・小突く、命令・脅し、性的辱め、部活動中のいじめ、メール等による誹謗中傷、噂流し、授業中のからかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り など

4 いじめ防止の指導體制・組織的対応

(1) 日常の指導體制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導體制を以下の通りとする。

別紙1 ※「いじめ防止委員会」の設置

(2) 緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取り組みを以下の通りとする。

別紙2 ※「いじめ対策委員会」の設置

5 いじめの予防＝未然防止のための取り組み

いじめの問題への対応では、いじめを起こさないための予防的取り組みが求められる。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。そのため、学校生活でのストレスとなる授業及び友人関係において、常に「ユニバーサルデザイン」を意識した指導を心掛けるようにすること。

学校全体のユニバーサルデザイン…「ないと困る」支援、どの子どもにも「あると便利」な指導方法

- ① 学校環境、教室環境づくり
- ② 分かりやすい授業づくり
- ③ 安心して学べる仲間づくり
- ④ 満足感・成就感が味わえる学習活動の設定

(1) いじめ防止委員会（生徒指導部）

- ① 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- ② 生徒心得、生徒指導部だより等での啓蒙
- ③ 学年集会、全校集会での全体指導

(2) 学業指導の充実

- ① わかる授業づくり
 - ・ 少人数教育
 - ・ 学生ボランティアの活用
- ② 授業規律の確立
- ③ 規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ④ コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり

(3) 特別活動、道徳的な教育の充実

- ・ ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
- ・ ボランティア活動の充実

(4) 教育相談の充実

- ・ 面談の定期的な実施（個人面談週間…4月中旬～5月上旬、7月・10月・12月）
- ・ HR担任の日常的な面談
- ・ HR担任ではない教員の面談「いつでも・どこでも・誰とでも」→HR担任との連携
- ・ スクールカウンセラーとの連携（特別支援委員会との連携）
- ・ 登校時や休み時間等の巡回中のチャンス面談（積極的な声掛け）

(5) コミュニケーション能力の育成

- ・スクールカウンセラー活用事業
 - ・高校生ステップアップ・プログラム事業
- (6) 情報教育の充実
- ・教科「情報」におけるモラル教育の充実
 - ・外部講師による「情報モラル等に関する講演会」の実施
- (7) 保護者・地域との連携
- ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針の周知
 - ・学校公開の実施

6 いじめの早期発見＝いじめの兆候を見逃さない・見過ごさない（別紙1参照）

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。全教員が生徒の言動に留意するとともに、ささいな変化に気づき、何らかのいじめのサインを見逃すことの無いように、注意深く観察し、その知り得た情報を共有し、速やかに対応する。

- (1) いじめの発見
- いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。
- (2) いじめられている生徒・いじている生徒のサイン
別紙3
- (3) 教室・家庭でのサイン
別紙4
- (4) 情報の共有
- ・報告経路の明示・報告の徹底
 - ・職員会議等での情報共有
 - ・要配慮生徒の実態把握
 - ・進級時の引継ぎ
- (5) 早期発見のために、日常的に次のことを実施する。
- ①玄関指導
 - ②給食指導
 - ③校内巡視
 - ④校外巡視
 - ⑤日常的な観察と個人面談
 - ⑥定期的な個人面談…≪4（4）のとおり≫
 - ⑦サイバーパトロール（生徒指導部）
 - ・フィルタリング解除パソコンで定期的実施
 - ⑧定期的ないじめに関するアンケート
 - ・道教委による年2回の実施（6月・11月）
 - ⑨スクールカウンセラーとの連携（生徒指導部…「いじめ防止委員会」）

7 いじめへの対応

- (1) 生徒への対応
- ①いじめられている生徒への対応
- いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で継続的に支援することが重要である。
- ・安全・安心を確保する。
 - ・心のケアを図る。
 - ・今後の対策について共に考える。

- ・活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。

②いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる。
- ・今後の生き方を考えさせる。
- ・必要がある場合は懲戒を加える。

(2) 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

(3) 保護者への対応

①いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聴く。
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

②いじめている生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性がある。
- ・生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう。

③保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

①教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

②警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合

③福祉関係との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

8 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

①保護者への啓発

- ・フィルタリング
- ・保護者の見守り

②情報教育の充実

「教科情報」における情報モラル教育の充実

③ネット社会についての講話（情報モラル等に関する講演会等）の実施

④生徒心得、生徒指導部だより等での啓蒙

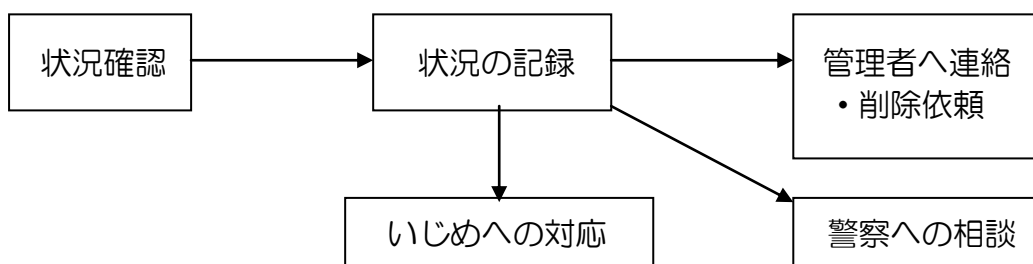
⑤学年集会、全校集会での全体指導

(3) ネットいじめへの対処

①ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報
- ・ネットパトロール

②不当な書き込みへの対処



9 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

①生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額の商品を奪い取られた場合

②生徒が相当の期間学校を欠席することを余議なくされている。

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、北海道教育委員会に報告するとともに、北海道教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

※ なお、本方針は年度末反省において、生徒指導部が見直し、全体で確認するものとする。

日常の指導体制（未然防止・早期発見）

管理職

- ・学校いじめ防止基本方針
- ・いじめを許さない姿勢
- ・風通しのよい職場
- ・保護者・地域等との連携

いじめ防止委員会

【定期開催】

- ・学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- ・年間指導計画の作成
- ・校内研修会の企画・立案
- ・調査結果、報告等の情報の整理・分析
- ・いじめが疑われる案件の事実確認・判断
- ・要配慮生徒への支援方針

- | | | |
|----|--------------|-------------|
| 構成 | ・生徒指導部員 | ・スクールカウンセラー |
| | ・当該学年（主任、担任） | |

【結果報告】

教育委員会

【緊急対応】

いじめ対策委員会

未然防止

- ◇学業指導の充実
 - ・学びに向かう集団づくり
 - ・意欲的に取り組む授業づくり
- ◇特別活動、道徳的な教育の充実
 - ・ホームルーム活動の充実
 - ・ボランティア活動の充実
- ◇教育相談の充実
 - ・面談の定期開催
- ◇人権教育の充実
 - ・人権意識の高揚
 - ・講演会等の開催
- ◇情報教育の充実
- ◇保護者・地域との連携
 - ・学校いじめ防止基本方針等の周知
 - ・積極的な学校公開

早期発見

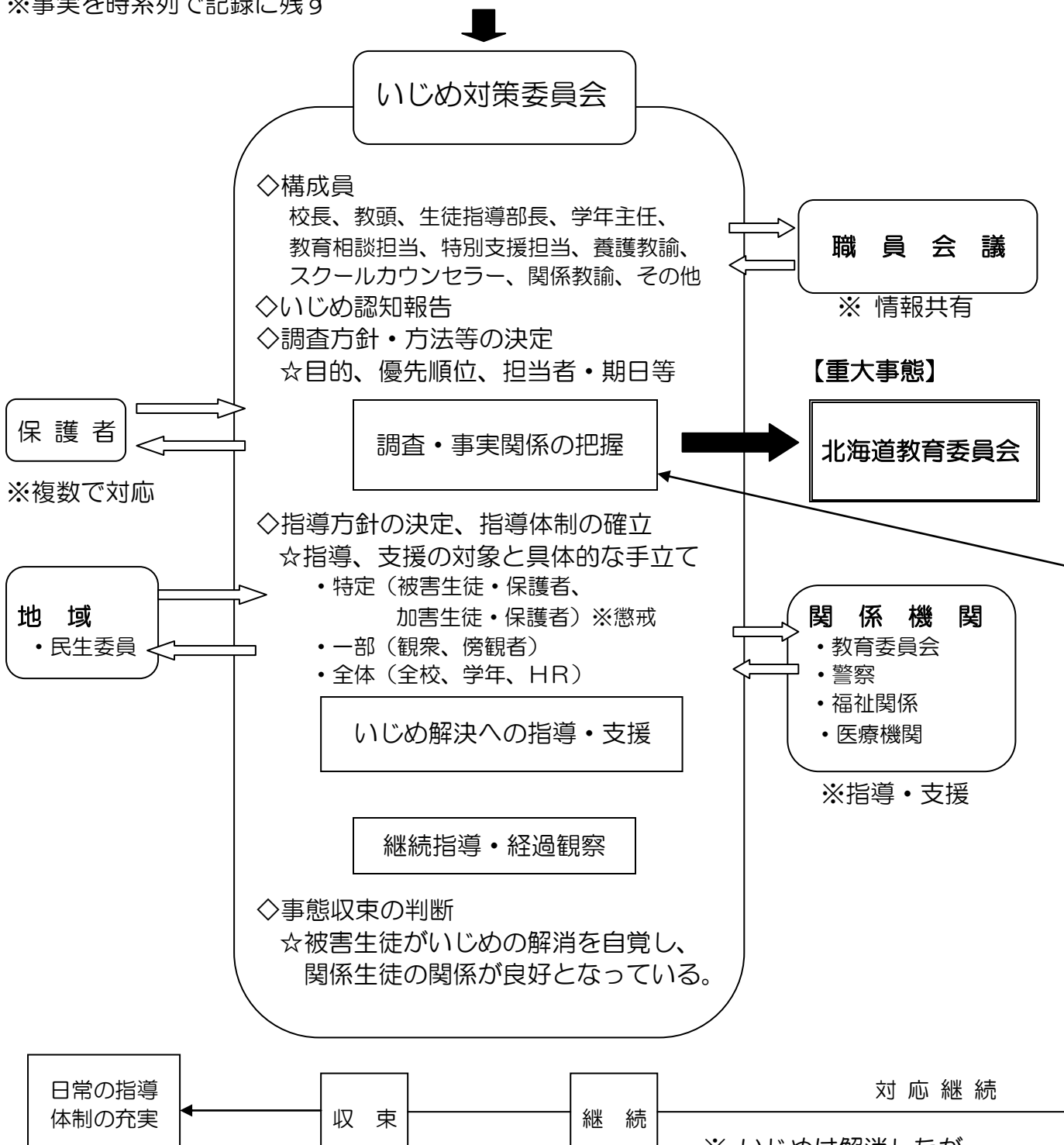
- ◇情報の収集
 - ・教員の観察による気付き
 - ・養護教諭からの情報
 - ・相談・訴え
(生徒・保護者・地域等)
 - ・アンケートの実施（定期）
 - ・各種調査の実施
 - ・面談の定期開催
(生徒・保護者等)
- ◇日常的な取り組み
 - ・≪6（5）のとおり≫
- ◇情報の共有
 - ・報告経路の明示、報告の徹底
 - ・職員会議等での情報共有
 - ・要配慮生徒の実態把握
 - ・進級時の引継ぎ

緊急時の組織的対応（いじめへの対応）

いじめ認知 【重大事態を含む】



※事実を時系列で記録に残す



※ いじめは解消したが
継続した指導が必要

別紙3

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多く場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場 面	サ イ ン
登校時 朝のSHR	<ul style="list-style-type: none"> ・遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 ・教員と視線が合わず、うつむいている。 ・体調不良を訴える。 ・提出物を忘れてたり、期限に遅れる。 ・担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授 業 中	<ul style="list-style-type: none"> ・保健室・トイレに行くようになる。 ・教材等の忘れ物が目立つ。 ・机周りが散乱している。 ・決められた座席と異なる席に着いている。 ・教科書・ノートに汚れがある。 ・突然個人名が出される。 ・休み時間等 弁当にいたずらをされる。 ・昼食を教室の自分の席で食べない。 ・用のない場所にいることが多い。 ・ふざけ合っている表情がさえない。 ・衣服が汚れていたりしている。 ・一人で清掃している。
放課後等	<ul style="list-style-type: none"> ・慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 ・持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる。 ・一人で部活動の準備、片付けをしている。

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

場 面	サ イ ン
校舎内外	<ul style="list-style-type: none"> ・教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ・ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 ・教員が近づくと、不自然に分散したりする。 ・自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。

※ いじめ防止基本方針策定協議会委員野島忠夫氏作成

3 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

場 面	サ イ ン
教 室 内	<ul style="list-style-type: none"> ・嫌なあだ名が聞こえる。 ・席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 ・何か起こると特定の生徒の名前が出る。 ・筆記用具等の貸し借りが多い。 ・壁等にいたずら、落書きがある。 ・机や椅子、教材等が乱雑になっている。

4 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

場 面	サ イ ン
家 庭 内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校や友人のことを話さなくなる。 ・ 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。 ・ 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 ・ 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 ・ 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 ・ 不審な電話やメールがあったりする。 ・ 遊ぶ友達が急に変わる。 ・ 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。 ・ 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 ・ 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 ・ 登校時刻になると体調不良を訴える。 ・ 食欲不振・不眠を訴える。 ・ 学習時間が減る。 ・ 成績が下る。 ・ 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 ・ 自転車がよくパンクする。 ・ 家庭の品物、金銭がなくなる。 ・ 大きな額の金銭を欲しがる。

いじめは犯罪であり、絶対に許すことのできない行為である！

1 いじめの定義

「いじめ」とは、『当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。』とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うことなくいじめを受けた児童生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断します。

2 いじめとは…

代表的な行為は、からかいやいじわる、いたずらや嫌がらせ、陰口や無視などで、事件化した事案のように激しい暴行や傷害を伴うものは例外的です。個々の行為だけを見れば、好ましくはないものの、“ささいなこと”、日常的によくあるトラブル、という点が特徴です。

しかし、そうしたささいに見える行為をしつこく繰り返されたり、複数の者から繰り返されたりすることで、いらだち・困惑・不安感・屈辱感・孤立感・恐怖感等がつのり、時に死を選ぶほどに被害者が追い込まれることから、いじめを問題視していく必要があるのです。

ささいに見える行為の累積がもたらす甚大な精神的被害という“目に見えにくい”攻撃行動に適切に対応するには、行為自体が“目に見えやすい”「暴力」とはしっかり区別して考えていく必要があります。

3 いじめの態様

《 分 類 》

《 抵触する可能性のある刑罰法規 》

ア	冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	→ 脅迫、名誉毀損、侮辱
イ	仲間はずれ、集団による無視	※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
ウ	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたり	→ 暴行
エ	ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする	→ 暴行、傷害
オ	金品をたかられる	→ 恐喝
カ	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	→ 窃盗、器物破損
キ	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	→ 強要、強制わいせつ
ク	パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる	→ 名誉毀損、侮辱

4 深刻ないじめは、どの子どもにも起こりうる

「深刻ないじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうる」ということが、長年の調査結果によって裏付けられている事実です。そして、多くの児童生徒が被害者としてだけでなく、加害者としても巻き込まれていること、さらに被害者も加害者も比較的短時間で大きく入れ替わる事実をしっかりと認識しましょう。

5 いじめの構造

いじめの四層構造

いじめをめぐる集団の中では、いじめの中心となる児童生徒がいて、同時にその外側には必ずいじめに加わる同調集団がいて、いじめられている児童生徒が孤立している。

いじめを受けている児童生徒から見れば、周りではやしたてる者も見て見ぬふりをする者も「いじめている人」に見えるため、いじめを肯定していることになる。

被害者（いじめられている者）			
加害者（いじめている者）			
観衆（周りではやしたてる者） → いじめを助長・促進する働き			
傍観者（見てみぬふりをする者） → 結果としていじめを支持する働き			

これ以外に、いじめを止めに入る「仲裁者」が現れる。これは、「見て見ぬふりをする者」の層から積極的方向へと変化した児童生徒たちである。彼らは、暴力を否定し、善悪についての判断力を備えている。あなたには、このいじめに対する批判層になって欲しい。そして「いじめをさせない!」「いじめは絶対に許さない!」集団、学校をつくって欲しい。

6 「いじめは笑いにかくされる」

いじめ被害者は、自分がいじめられている（はずかしめられている・おとしめられている）という事実を認めたくないし、早く逃れたいと願っています。そのため、いじめという行為を“冗談”や“遊び”に転化させたいという気持ちが働き、ひどいことをされても軽微に見せかけようとしたり、笑ったりして「自分は大丈夫だ」「心配ない」ということを、周囲や自分自身に示そうとします。しかし、このことが逆に、いじめ行為を維持・悪化させることにもなり、教師によるいじめ発見を難しくさせることがあります。

また、加害者から「あれは遊びだった」「あいつも喜んでた」という逃げ口上を生むことにもなります。

被害者が笑っていたり、楽しんでいたりしていそうだからといって、「いじめではない」ととらえずに、行為そのもので判断することが大切です。

7 これからどうすればいいか…

被害にあっている人…。だまって我慢することが「いいこと」ではありません。まず、誰かに話しましょう。友だちでも親でも教師でも、誰でもかまいません。話すことで、気持ちが楽になります。その後、自分はどうしたいのか、どうすればいいのか、その人と一緒にゆっくり考えましょう。本校にはスクールカウンセラーもいます。力になってくれる人は必ずいます。いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動です。みんなが暴力を否定し、善悪についての判断力を備えたいじめに対する批判層になって欲しい。絶対にいじめを許さず、正しい判断ができる目を持ち、教師を信頼して情報提供できる集団、学校になって欲しいと願います。

